

令和5年6月12日

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

# 阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和5年6月12日（月）  
午後3時00分から午後4時00分

2、開催場所：高森総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	芹口 民雄	2番	下田 修一	3番	野尻 範仁
4番	宇藤 信喜	5番	後藤 則和	6番	本田 逸雄
7番	甲斐 幸一	8番	二子石富士夫	9番	大西 六三
10番	谷川 春水	11番	高崎 堅誌	12番	三森 伸治
13番	吉良山 友二	14番	山村 珠美		

4、欠席委員 なし

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

[合意解約] 【中間管理】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンク一括方式】

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画（配分）（案）の承認について 【一般】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事務局 本日の出席者は14名中、全員出席ということで、委員会会議規則第6条の規定により、過半数の出席を得ましたので、会議の成立を報告いたします。

それでは、令和5年度第3回の農業委員会を開会したいと思います。

それでは、高崎会長、御挨拶をよろしく申し上げます。

会長 皆さん、こんにちは。

忙しい中、本日も御出席いただき、ありがとうございます。

台風3号もそれて、台風の影響はありませんが、梅雨に入りまして、毎日天候が悪く、農作業もはかどらないことが多いかと思えます。

お仕事も大変でしょうが、今週は天気も少し持ち直すようですので、それでまた作業にも勤しんでもらえればと思っております。

話は変わりますが、私は、先月の30日に全国農業委員会会長大会というのがありまして、東京へ行って大会に出席しました。

会長全国大会での議題がいろいろ出た中で特に3点だけ重要点を申し上げます。

第1が今やっている地域計画づくりの作成を早くやってくださいということです。

やはり中山間地を抱えている市町村では、なかなか難しいということでした。

その中であった提案が農地を優良農地と、農地が山林化したり、耕作放棄地で人里離れて機械も入らないところは、非農地化を推進する必要があると感じられました。

そうしないと、とても地域計画づくりは進まないと思います。

2番目が、この間言いました下限面積を撤廃したということです。

早速弊害が東京とか大都市近傍では出ておりまして、ペーパーカンパニーが農業法人の会社をつくって、農地を取得し、それを第三者に転売するという大きな問題が大都市圏では起きているようです。

そのため、下限面積の撤廃も見直しが必要ではないかと、規制強化とか、下限面積も、どうなるか分かりませんが、それを国会で諮ってやってもらっているようです。

3番目が、営農型の太陽光発電です。

この太陽光発電というのは、営農型とはなっておりますが、これも東京近郊、関東地方だけを全部調べたら、これも問題になっております。

太陽光発電施設の、下の営農型の土地のうち8割ぐらいのところ  
が計画通りにはなっていないということでした。

その中には耕作放棄地みたいになっているところもあるそうで  
す。

ただ太陽光発電をするだけのため、ペーパー上の法人をつくら  
せて、あとはそのままというのが多数あるとのことでした。

これは関東地方だけの話ですが、やっぱり大分問題になって、営  
農型の発電所というものに対し、規制をもっと厳しくして、下の耕  
作ができていない場合、太陽光発電は即時事業中止ということに、  
改定しようという動きが検討されております。

本町にも今2カ所、大きい営農型のソーラー発電所がありますの  
で、これからも農業委員会としても注視していく必要があると思っ  
ております。

だいたいそういう感じでした。

本日も議題は数件ありまして、その後、最適化推進委員との合同  
会議、また懇親会と続きますが、最後まで参加していただければ幸  
いかなと思っております。

これより、審議を皆さんとご一緒に、慎重に進めていきたいと思  
いますので、よろしく申し上げます。

事務局 それでは、議事日程に入っていきたいと思います。よろしくお願  
いします。

議長

#### 「議第9号」

事務局 高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署  
名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和5年6月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 議事録署名ということになっておりますが、こちらから指名して  
よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議長 はい。今回は6番委員、7番委員をお願いいたします。

#### 「報告第4号」

事務局 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和5年6月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。農地法第3条の3の規定ですね。  
届出ということですので、この案件は事務局から説明してもらいます。

事務局 それでは、事務局から、こちらの案件について説明させていただきます。

4ページをお開きください。まず、番号1です。

土地の所在地は下記に書いてあるとおり、相続人、届出日、あっせん希望等をご覧のとおりになっております。

親から子への相続です。

補足資料は3ページをご覧ください。場所につきましては、こちらの赤枠で囲ってあるところです。

続きまして、番号2、こちらも親から子への相続となります。

土地の所在地、相続人、届出日、あっせん希望等は、ご覧のとおりになっております。

補足資料は4ページです。こちらも赤枠で囲ってあるところが該当のところでは。

続きまして、番号3、こちらも親から子への相続となります。

土地の所在地、相続人、届出日、あっせん希望等をご覧のとおりです。

補足資料は5ページの赤枠で囲ってあるところです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。今、説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、これは報告のまま承認いたします。

#### 「報告第5号」

事務局 農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】【中間管理・賃貸借】。

別紙のとおり本委員会に報告する。  
令和5年6月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案も報告ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらも事務局から説明させていただきます。  
6ページをお開きください。農地法第18条報告資料の番号1、借受人、貸出人、土地の所在地、地目、解約事由についてはご覧のとおりです。  
別紙補足資料は7ページをお開きください。  
双方合意で解約をし、貸付者に返還するものです。  
事務局からの説明は以上です。

議長 はい。何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、次の議案に入ります。

#### 「議第10号」

事務局 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。  
別紙のとおり本委員会の決定に附する。  
令和5年6月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。これは農地法第3条の審議資料となっておりますので、まず第1番目の説明を9番委員からお願いします。

9番委員 議第10号、農地法第3条審議資料、8ページをご覧ください。  
番号1、農地等の情報は左記のとおり、農業経営の縮小による農地の売買。  
譲受人、譲渡人は記載のとおりです。  
補足資料は9、10、11ページとなっております。  
以上です。よろしくお願いします。

議長 はい。今の件について何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長	はい。ないということですので、この議案を可決します。 次、2番にいきたいと思います。 担当委員は、3番委員にお願いします。
3番委員	2番です。譲受人、譲渡人は、記載のとおりです。 補足資料は12ページから13ページです。 現況は田で、弟から兄への贈与になっております。 よろしくお願いします。
議 長	はい。今の説明において、何か質問はありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないということですので、この議案を可決いたします。 次、3番、担当委員は1番委員からお願いします。
1番委員	番号3です。総会資料は、9ページ、10ページです。 補足資料については、14ページから21ページです。 親から子への生前贈与です。 審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	はい。生前贈与ということで、筆が何筆もありますが、何か質問 はありませんか。
(複数委員)	ありません。
議 長	はい。ないということですので、この議案も可決いたします。
事務局	事務局から、許可基準に補足させていただきたいと思います。 こちらの3条の許可基準としまして、申請書類及び全部事項証明 などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち農作業常時 従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当 であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議 長	「議第11号」
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画（配分）（案）の承認について【中間管理・農地バンク一括方式】。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年6月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案は中間管理・農地バンク一括方式ということですので、この説明は事務局からお願いいたします。

事務局 こちらも事務局からいたします。

12ページをお開きください。

まず、番号1番です。

これは先ほど賃貸借の合意解約をした4筆の農地です。

こちらを借受希望者が農業公社を通して借り受けをしたいと申し出がありましたので、貸付者が借受者に貸し付けるものです。

契約期間は5年間です。

土地の所在地等につきましては、解約のときに御説明いたしましたので割愛させていただきます。

補足資料は23ページです。こちらに記載してある土地です。

今まで借りられていた方が解約をされまして、その後受け手がなかなか見つからず、今までずれ込んでいた案件です。

7番委員さんに、誰か受け手はいないかということ相談いたしました。何とか見つけてこられ、この借受者が使用賃貸でなら受けてもいいというような回答が得られましたので、今回このように、農業委員さんのお力で、まとまった案件となっています。

ほかの委員さんにもいろいろ御相談等を申し上げることがあると思いますが、新たな受け手を探すというのは難しいと考えられます。

今後、こういう案件が増えてくると思いますので、その際には皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この議案は承認いたします。

事務局 続きまして、番号2番です。

権利の種類は賃貸借権の設定です。



こちらは土地の所有者が農業公社を通して、借受人に賃貸借するものです。

土地につきましては、13ページ、14ページに記載のとおり、2筆合計6,986㎡です。

賃貸借ですので、10a当たりの単価は、ご覧のとおりです。

契約期間は5年間です。

補足資料は24ページのとおりです。

説明は以上です。

議長 はい。今、事務局から説明がありましたが、何か質問はありませんか。

12番委員 この小作料ですね、私のイメージと違って相当高いと思うのですが、この単価というのは今どきの相場なんですか。

議長 私もそう思っていました。事務局から何かあれば。

事務局 こちらは、借人と、貸人との間で決められた金額です。  
もちろん相場よりは高いですが、そこは双方の合意ということで、二人で話し合われて、この金額ですということになったという経緯でした。  
以上です。

議長 ほかに質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、このまま承認いたします。

#### 「議第12号」

事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の承認について。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和5年6月12日提出、高森町農業委員会会長 高崎堅誌。

議長 はい。この議案も基盤強化法の議案となりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 こちらも事務局から説明をさせていただきます。

16ページをお開きください。

本案件は、新規就農者が2件、経営移譲による農業者年金の受給者の更新が1件です。

まず1番です。こちらは利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者は記載のとおりです。

借受者が新規に就農されるため、親子間の使用貸借契約を結ぶものです。

契約期間はここに記載してあるとおりです。全部で2筆、畑合計4,601㎡です。

補足資料は26ページに記載してあるとおりです。

議長 はい。今説明がありましたが、何か質問はありませんか。

4番委員 新規就農の選定方法は、今までと変わっていますか。

事務局 認定新規就農者は今年から制度が変わりまして、今まで5年間の継続ということだったんですが、今年度から就農される方は3年間の継続へと、変わっています。

12番委員 金額は前と一緒くらい。

事務局 150万円です。

4番委員 3年間ですか。

事務局 そうです。今までは5年の間に中間評価とか、その間で経過を見ていたんですが、短くなった代わりに中間評価はなくなっています。

12番委員 これだけの面積ですると、150万円すぐ必要なのでは。

事務局 既に設備、施設とかは整っているんで、頑張ってもらいたいです。

12番委員 これだけの施設がある上に、150万円ももらえるならいいですよ。

事務局 そこに関しましては、農業委員会会長さんも新規就農の審査をさ

れていますので、厳しく見ていきたいと思います。

4 番委員      この案件は農業委員会会長も審査しましたよね。  
今までも新規就農で中途半端な方がいました。  
そういうのをちゃんとしていかないと、いけないと思います。  
やっぱり周りの声も、アドバイスも聞かず、何もしなくても、植  
えただけで、管理も不十分でも150万円もらえると、そういう話  
が前から聞いていましたから、今年から何か変わったかと聞いたの  
で、どういう風に変ったかなと思ってました。

事 務 局      制度の内容の、大枠は言われたとおり、150万円というところ  
で、年間額は変わってないんですが、その期間と制度の名前が変わ  
りました。

今まで5年間補助を受けている人は、もちろん今までどうり継続  
となっております。

一方、今年度から新しく始める人については3年間の補助と変わ  
りました。

さき程、4番委員が言われたように、新規就農者の審査につい  
ては、厳しくもしながら、アドバイスをできる人を地域の中から見つ  
けた上で、認定審議を受けていただくような形をとっていきたく  
と思います。

相談できる人を地域の中で見つけてもらいながら、審査も行って  
いきたいと思いますので、特に農業委員の皆様にはいろいろ御相談  
があると思いますので、よろしく願いいたします。

5 番委員      今の話についての関連ですが、継続期間が3年に変わりました  
が、例えばこの3年間をやって終わられたら、その後、自由に、  
例えば違う職場が見つかったら、そっち行ってもいいのか、それと  
もそのまま農業を、例えば3年なり、5年なり続けなければいけな  
いとか、そういう約束事、そういった決め事とかはあるんですか。

事 務 局      今までは、5年間補助を受けたのち、その後も5年間、農業を継  
続して行っていただくということでした。

今後、補助期間は3年とはなっていますが、その後も5年間は継  
続していただかなければ、補助金返還になってしまいますので、そ  
こは変わっておりません。

最初からもちろん、農業を本業としてしていただくということで  
ございますので、必ず5年間は継続しないと補助金返還になってし  
まいますよと、説明をしております。

制度のその部分は、全く変わっていないということです。

議 長 ほかに何か質問はありませんか。

1 2 番委員 過去に返還をされた方はおられますか。

事 務 局 はい。返還事例は当町ではありません。

4 番委員 打ち切りはありましたでしょう。

議 長 この件に関しては、指名されて私も審査委員に入っております。  
私と、農協の支所長、認定農業者の会長、振興局からも3名ほど  
担当者も参加されて、やはり厳しく、本当に就農してその後も毎年  
注視して指導しながらいこうということになっております。  
そういうところで審査継続ということになりました。  
本当に厳しくしております。  
認定は、まだだそうです。  
審査中で、まだ認定とはなっていないようです。  
ほかに何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないなら、この基盤の件は承認いたします。  
次、2番をお願いします。

事 務 局 続きまして、2番です。こちらも新規に就農される方です。  
利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間は記載  
のとおりです。  
土地につきましては、1筆、畑、1,826㎡です。  
補足資料は27ページ記載のとおりです。  
以上です。

議 長 はい。この案件について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、この案件も承認いたします。  
次、3番、説明をお願いします。

事務局 続きます、番号3番です。こちらの案件は親子間の使用貸借権設定ということです。

経営移譲で農業者年金を受け取られている方につきましては、こういう親子間契約がないと農業者年金が支給停止になってしまう場合がございます。

周りにそういう方とかいらっしゃいましたら、農業委員さんから、とりあえず農業委員会にご相談くださいというような、御指導をよろしくお願いいたします。

補足資料は28ページに記載してあるとおりです。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい。この案件について、何か質問はありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということですので、この案件も承認いたします。

これで、今回の第3回目の総会の審議資料を全部終わりました。皆さん、お疲れ様でした。

この後、最適化推進委員との合同会議もありますので、またそちらもよろしくお願いいたします。